

◆第2次行財政改革による中長期財政見通し

《歳入》 単位：百万円

	H21 決算	H22 最終予算	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
市税	7,641	7,544	7,456	7,260	7,211	7,164	6,961	6,925	6,883	6,695	6,652	6,616	6,434
地方交付税	25,081	26,301	23,702	23,898	23,951	24,111	24,262	23,202	22,633	21,863	20,927	19,883	18,405
国県支出金	13,830	9,541	8,609	8,873	8,803	8,753	9,046	8,179	8,097	7,854	7,815	7,811	7,803
市債	7,763	6,332	4,843	6,160	6,050	6,355	6,755	3,659	2,809	3,519	3,043	3,225	3,866
その他	5,800	6,699	4,714	6,116	4,785	5,466	6,487	4,230	4,199	4,157	4,132	4,169	4,179
歳入計	60,116	56,417	49,325	52,307	50,800	51,849	53,510	46,195	44,621	44,088	42,569	41,703	40,686

《歳出》

	H21 決算	H22 最終予算	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人件費	9,899	10,200	9,717	9,671	8,956	9,580	8,677	8,562	8,071	8,578	7,543	7,375	6,872
扶助費	7,732	8,729	9,198	9,106	9,015	8,925	8,836	8,571	8,485	8,400	8,316	8,233	8,150
公債費	7,821	8,008	7,052	7,203	7,216	7,245	7,229	7,423	7,661	7,465	7,282	6,883	6,663
物件費	4,172	4,988	4,753	4,604	4,507	4,308	4,246	4,034	3,913	3,717	3,680	3,643	3,606
補助費等	7,964	7,662	7,601	7,461	7,391	7,103	7,088	6,947	6,808	6,503	6,373	6,246	6,121
繰出金	5,788	5,370	5,376	5,618	5,579	5,303	5,282	5,176	5,124	4,868	4,819	4,771	4,723
投資的経費	12,870	7,381	4,248	7,457	6,971	8,240	11,337	4,670	3,749	3,749	3,749	3,749	3,749
一般分	—	—	3,749	3,637	3,528	3,422	3,319	3,593	3,749	3,749	3,749	3,749	3,749
特別分	—	—	498	3,820	3,443	4,819	8,017	1,077	0	0	0	0	0
その他	1,887	4,079	1,380	1,188	1,166	1,144	816	814	811	808	806	803	801
歳出計	58,133	56,417	49,325	52,307	50,800	51,849	53,510	46,195	44,621	44,088	42,569	41,703	40,686
投資的経費 特別分除き	58,133	56,417	48,826	48,487	47,357	47,030	45,493	45,118	44,621	44,088	42,569	41,703	40,686

財政調整基金残高	9,001	11,539	10,907	8,907	8,407	6,907	4,407	4,107	3,807	3,507	3,207	2,907	2,607
市債残高	61,391	60,872	59,573	58,869	58,500	58,571	58,872	55,857	51,737	48,619	45,015	41,899	39,534

この中長期財政見通しは、行財政改革に取り組み、市町合併による特例措置がなくなる10年後の平成33年以降を見据えて設定しています。

(注) 投資的経費・一般分：道路や河川の整備など毎年度予算化が見込まれる経費。

投資的経費・特別分：小中学校の耐震化や学校統廃合による小中学校の建設など一時的に歳出の増加が見込まれる経費。

※各年度の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計額と一致しない場合があります。

※「第2次天草市行財政改革大綱」の詳しい内容については、本庁・行財政改革推進課に問い合わせください。また、市のホームページでもご覧いただけます。

「第2次天草市行財政改革大綱」の詳しい内容については、本庁・行財政改革推進課や牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課、各出張所に備え付けています。また、市のホームページでもご覧いただけます。

●**推進体制**  
行財政改革の推進にあたっては、市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に全庁的に推進するとともに、「行財政改革推進課」を設置し、事務内容の見直しなどを行いつつ、徹底した行財政改革の推進を図っていきます。

る施策を実現させるための組織機構のあり方や、今後の普通交付税の減少にも的確に対応できる財政運営など、行財政運営の基本となる項目に主眼を置き、全職員が改革の理念を共有しながら強力に推進します。

地方分権時代に的確に対応していくためには、住民に最も身近な基礎的自治体としての自律と、それに伴う市民と行政の役割を明確にし、市民との協働による行財政運営を進める必要があります。また、第1次行財政改革の反省を踏まえつつ、今後の行財政運営に求められるさらなる課題に適切に対応していかなければなりません。そのため、第2次行財政改革では、第1次天草市総合計画（平成19年度から同26年度まで）に掲げ

第2次行財政改革の推進



▲安田市長に答申書を渡す中川会長

◆第2次行財政改革概略図（推進期間：平成23年度～同26年度）

